

# 「信教の自由」と牧師の教会実践

櫻井園郎

(元東京基督教大学教授、「法と神学」のミニストリーズ)

## 一 序

日本国憲法（以下「憲法」という。）で保障された「信教の自由」（20条）は、日本国民にとってきわめて重要な規定であるが、日本の基督教界にとっては格別に深い意味と意義を包含している。それに留まらず、牧会伝道、信徒教育、信仰生活の上に基本となる重要な原則でもある。

しかし、憲法の保障する権利や自由は、それ自体が効力を伴うものではなく、権利や自由を保障された者が不断的努力によって保持しなければならないものである（憲法12条前段）。それだけ、権利や自由は侵害され易く、失われ易いものであることを意味している。

また、権利や自由は、自分に都合の良いときだけに持ち出しうる伝家の宝刀ではなく、自己利益のためだけに利用でき、他者には認めないという自分勝手なものでもない。その意味で、基督者にとっての「信教の自由」とは、多岐にわたる神学と実践の課題となる。

本稿においては、近年、某教団（以下「A教団」という。）のいわゆる「宗教法人化」に関して、所属教会および教会員に向けて行った公告の附帯説明を事例（以下「本事例」という。）として、教会ないし牧師に必要な「信教の自由」の理解と教会における実践について検討し、問題点を論じたい。

### 事例：

A教団は、宗教法人法（以下「法」という。）による宗教法人となること（法4条）を目的に、宗教法人の規則（以下「宗教法人規則」という。）の認証申請（法12条1項・13条）を行うため、これに必要な公告（法12条3項）をなしたが、その公告に併せて、「包括宗教法人取得の目的」として、次の5点を列記して説明している。

- ① 他団体との宣教協約やビザ手続等を行うのに包括宗教法人資格が必要である。

- ② 宗教法人B教会の傘下に組み込まれ非課税の恩恵を受けている本部センターおよび各個教会の財産管理をA教団に移管する必要がある。
- ③ 非法人の各個教会の不動産の取得や教会堂建設に際し、免税の恩恵を受けることが可能となる。
- ④ A教団が個人から不動産等の寄付を受ける場合に、非課税扱いの恩恵を受けることが可能となる。
- ⑤ 社会保険（厚生年金+健康保険）に加入していない牧師・伝道者が社会保険に加入することが可能になる。

## 二 宗教法人の目的

法は、「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること（以下「宗教活動」という。）<sup>1</sup>を主たる目的（以下「宗教団体の目的」という。）とする「礼拝の施設を備える神社、寺院、教会等（以下「単位宗教団体」という。）」および「単位宗教団体を包括する教派、宗派、教団等（以下「包括宗教団体」という。）」を「宗教団体」と定義し（2条）<sup>2</sup>、「宗教団体に法律上の能力（以下「法人格」という。）を与えること」を目的（以下「法の目的」という。）としている（1条1項）。

そして、宗教団体に法人格を付与する目的、すなわち宗教法人の目的（以下「宗教法人の目的」という。）としては、「礼拝の施設<sup>3</sup>その他の財産を所有し、これを維持運用（すること。以下「財産管理」という。）し、その他宗教団体の目的達成のための業務及び事業を運営すること（以下「業務事業」という。）に資する」ことをあげている（1条1項）。

そもそも日本法はローマ法の伝統に従い、「人」と「物」とを峻別し<sup>4</sup>、「物」は人

1 教会的な表現をすれば、①伝道・宣教など、②主日礼拝・祈禱会など、③信徒教育・教会学校などの「伝道・礼拝・教育三行」を意味する。

2 「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること」が要件とされているので、「布教伝道」「儀式行事」「教化育成」の一または二を行うのみでは足りない。教会的には、伝道・宣教のみを行う団体、儀式行事のみを行う団体、信徒教育のみを行う団体などは「（法の指定する）宗教団体」ではなく、当然「宗教法人」にもなれないはずである。

3 「礼拝の施設」を有することは、単位宗教団体の要件である（法2条）。

4 たとえば、民法第1編総則は、第1章「通則」、第2章「人」、第3章「法人」、第4章「物」……という構成をとっている。なお、テルトゥリアヌスの三位一体論は、ローマ法のこの論理を展開したものとして知られている。

の権利義務の客体になるに過ぎないものであって、権利義務の主体となりうるのは「人」に限るとされている<sup>5</sup>ところ、「人」でない「人の団体」を「人とみなす」制度として「法人」制度が生まれたものである<sup>6</sup>。

換言すれば、法人格を付与されて「法人」となることが必要なのは、権利義務の主体となる場合に限られ、しかも、法律手続上、具体的に法人格が求められる場合に限られるのである。

宗教団体が宗教活動を行うには法人格は必要ないが、宗教活動の中核施設としての「礼拝の施設」である「礼拝堂」や附帯施設としての「牧師館」「集会場」「教育館」など（「境内建物」（3条））とその敷地などの土地（「境内地」（3条））を所有し、これを維持運用するには、売買契約を締結し、銀行取引を開始し、不動産登記を受けるなどの法律行為や法律手続が必要となり、法人格が必要となる。

ここで「宗教法人の目的」とは、宗教団体の財産管理その他の業務事業に資すること、つまり、宗教団体の財産管理などの業務事業に役立つことにあり、「宗教活動」ないし「宗教活動の遂行」を目的とするものではない。それこそ、憲法の保障する「信教の自由」の理念の法における具体化である<sup>7</sup>。

この点に関する行政通達においても、「本法は（中略）宗教そのものの領域に関与することを排している」<sup>8</sup>旨が明示され、「本法は（中略）宗教財産の管理維持、業務及び事業の運営等に資することを主眼としている」「宗教団体の世俗的事項にかかるものであるから、（中略）宗教上の行為、事項その他の信仰上の領域等に干渉しない（中略）ように留意すること」<sup>9</sup>等と強調されている通りである。

特別に、教宗派教団主管者に宛てては、「宗教法人規則の作成にあたっては（中略）

---

5 この点、日本ほか東洋の世界では、人と物との連続性ないし同一性の感覚があり、犬猫などの動物のほか、樹木山川などにも「権利がある」と考える傾向がある。

6 なお、訴訟法・税法・社会法などにおいては、法人でない団体（人格のない社団または財団）を法人と同一ないし同様に扱う旨の個別規定を置いているものがある（民事訴訟法29条、法人税法3条など）。

7 昭和26年2月28日衆議院文部委員会における、宗教法人法案に関する篠原義雄政府委員による提案理由の補足説明（以下「昭和26年補足説明」という。）においては、第1条の規定について、「この法律の目的はあくまで憲法の保障する信教の自由を尊重する点に立脚し、決して宗教上の行為にまで触れるものではないことを明らかにしている」といつている。

8 昭和26年4月3日文宗23号文部事務次官通知「宗教法人法の施行に伴う事務について」

9 昭和26年7月31日文宗23号文部大臣官房宗務課長代理通達「宗教法人に関する事務処理について」

法定事項以外の事項を記載しないよう特に注意すること」とし、「宗教法人の規則の作り方」として、「必要的記載事項のみを記載し、それ以外の事項は記載しない」「宗教団体の財務その他の世俗面に関する事項を記載し、宗教面に関する事項は記載しないこと」と注意が喚起されている<sup>10</sup>。

同上による宗教法人規則の記載例<sup>11</sup>(以下「通達規則例」という。)においては、「(宗教活動)のための(財務その他の)業務及び(公益事業その他の)事業を行うことを目的とする」旨が例記され、「宗教団体の主目的を達成するための業務及び事業を具体的に記載してもよい」と注記されている。

このように、「宗教法人の目的」とは、あくまでも「宗教団体の目的(宗教活動)達成のための」であり、かつ「財務その他の業務」すなわち「世俗の業務を行う」であって、「宗教活動を行う」ではないのである。

行政事務においては、宗教法人の目的を「世俗の事務」とし、宗教団体の「財産管理」および「業務事業に資するための」宗教的事項以外の事項(世俗的な事項)についての一切の行為をいうものとしている<sup>12</sup>。

このような目的にしたがって、「宗教団体は、この法律により、法人となることができ」(4条1項)、「この法律によって法人となった宗教団体を宗教法人という」(4条2項)のであるから、一見、「宗教団体」がそのまま「宗教法人」に移行するものと思われるが、そうではない。

なぜなら、「宗教法人」は「宗教活動」を行うことができないのであるからである。つまり、「宗教活動」は「宗教団体」の目的であり、「宗教法人」の目的は「世俗の

10 昭和26年7月31日文宗47号文部大臣官房宗務課長代理発「宗教法人の規則作成、認証申請等について」

11 昭和26年文宗47号の別紙その2の記載例。記載例その1は「教派教団等の部」、その2は「社寺教会等の部」。

12 文化庁『宗教法人の管理運営の手引・宗教法人の規則質疑応答集』(ぎょうせい、1986年)20-21頁。

文化庁『宗教法人の管理運営の手引第二集・宗教法人の事務(改訂版)』(ぎょうせい、2000年)4頁では、「(前略)世俗的な業務のすべてを宗教法人の『事務』ということができます。もとより、純粋に宗教上の事項(教義をひろめ、儀式行事を行い、信者を教化育成することなど)は、これに含まれません」と説明されている。

文化庁文化庁宗務課『宗教法人実務研修会資料(平成25年度版)』1頁では、「宗教法人は、宗教的事項と世俗的事項の二面の機能を合わせもっているが、宗教法人法は、宗教団体の世俗的事項に関してのみ規定している」と説明されている。

事務」に限られているのであるからである<sup>13</sup>。

宗教法人の管理として、「宗教法人には、3人以上の責任役員を置き、そのうち1人を代表役員とする」（18条1項）とし、「責任役員は、宗教法人の事務を決定し（18条4項）、代表役員は、宗教法人を代表し、その事務を総理する」（18条3項）と定めており、他の法人（以下、宗教法人に対して「一般法人」という。）の理事および代表理事に匹敵する役員制と見える。

しかし、法は、「代表役員及び責任役員の宗教法人の事務に関する権限は、当該役員が宗教上の機能に対するいかなる支配権その他の権限も含むものではない」（18条6項）と規定して、そのことを否定している。つまり、「信教の自由」の観点から、「宗教法人」はあくまでも「世俗の事務」に徹し、「宗教活動」には手を染めないということなのである。

以上要するに、「宗教法人の代表者」である「代表役員」の権限には、「宗教上の権限」は一切含まれないので、「宗教活動」を主宰することは勿論、教職者<sup>14</sup>を任免し、教職者を指揮監督し、信徒を指導するなどの行為は一切できないのである。徹底した「信教の自由」の保障がここにあるのである。

よって、宗教法人の一般法人との根本的な相違は、「宗教団体+宗教法人」という二重構造にあり、しかも「宗教法人」は「宗教団体」の「世俗の事務」のみを扱う組織なのであるから「宗教団体」の上位に位置するものではなく、かつ「信教の

---

13 筆者は、「宗教団体と宗教法人」として説明するのが適切明解であると考えているが、「宗教団体に聖俗二面性があり、その俗の面だけが法人化された」とか、「宗教法人には聖俗二面があるが、法の規制は俗の面のみならず及ぶ」などとするものもある。井上恵行『宗教法人法の基礎的研究』（第一書房、1972年、357-358頁）、渡部霧『逐条解説宗教法人法〔改訂版〕』（ぎょうせい、1995年、16頁）、拙稿「宗教法人法における宗教団体と宗教法人」（『宗教法』24号、宗教法学会、2005年、135頁以下）、拙稿「宗教団体の実態と宗教法人法の限界」（『宗教法』30号、宗教法学会、2011年、27頁以下）、拙著『教会と宗教法人の法律』（キリスト新聞社、2007年、79-122頁）、拙稿「宗教法人解散後の宗教活動」（『キリストと世界』22号、東京基督教大学、2012年、125頁以下）、拙稿『『宗教団体』の誤解～誤解に基づく過規制と脱法・脱税～』（『宗教法』32号、宗教法学会、2013年、7頁以下）ほか参照。

14 宗教活動を主宰する、教会の牧師・伝道師など、教団の総裁・議長・理事長などをいう。神社の宮司・総裁など、寺院の住職・管長など、カトリック教会の司祭・司教など、その他の教会長・教導職・総裁・貫主なども同様であり、本稿では「教職者」としたが、一般的には「宗教主宰者」と称している（拙稿「宗教活動による不法行為と宗教法人の責任」〔『法政論集』227号、名古屋大学、2008年、675頁以下〕、拙稿「宗教活動に基づく不法行為と宗教法人の責任」〔『私法』75号、日本私法学会、2013年、186頁以下〕など参照）。

自由」という理念上、「宗教団体」の上位に存することは許されないので、あくまでも「宗教団体」の下位の組織であるという点である。

一般法人の場合、例えば「X教会」を「一般社団法人」「一般財団法人」「株式会社」として法人化するとしたら、「X教会」について解散の手続きを行った上で、法人について設立の手続きを履践することになるから、常に「一つの組織」が存するのみである。当然、牧師・伝道師などの教職者は、理事長・代表取締役の支配下に置かれることになり、最高規範は「定款」であるから、関係者の個人的な信仰や意識はともかくとして、法的には「聖書」は定款の下位の規範とならざるを得ない。

これに対して、「宗教法人」の場合は、「X教会」はそのまま存続し、「聖書」を最高規範とし、「教会憲法」「教会規則」「政治基準」などに基づいて、牧師など教職者の指導により宗教活動を行う一方、「X教会」の「財産管理」など「世俗の事務」に関する部分だけを、「宗教法人規則」に基づいて代表役員の指揮の下に「宗教法人」が行う構造となっている。

したがって、通例、多くの宗教団体・宗教法人においては、宗教団体の規範の一つとして宗教法人規則が整備されており（したがって、下位の規範である。）、宗教団体の意思決定に基づいて宗教法人の役員（代表役員および責任役員）が任命・就退任するという制度となっている<sup>15</sup>。

ところが、一般社会やメディア、一般の法律専門職<sup>16</sup>の間において、「宗教団体」が「宗教法人」に移行するものと理解し、「宗教法人が宗教活動を行う」ものと誤解されており、それが宗教関係者・教会関係者にも波及している。

そうだとすれば、「宗教活動」は「宗教法人」の事業となり、国家法に基づく「宗教法人規則」が最高規範となり、「教職者」は「宗教法人の代表役員」の任免・指揮監督下に置かれることになり、「代表役員」が代表者として、教職者の教理を審査し、信徒の信仰指導をするなど、一切の宗教活動を主宰することになる。それは、信仰や宗教活動が法の下に置かれることを意味し、「信教の自由」の瓦解を意味することになる。

15 例えば、「代表役員・責任役員は牧師が任命する」「牧師をもって代表役員とし、教会役員をもって責任役員とする」などとしながら、「牧師は教団総裁が任命する」「牧師は教会総会の決議に基づいて招聘する」などとしている。

16 弁護士、司法書士、行政書士、税理士などをいう。

### 三 事例の検討

#### 1 宗教法人の目的

叙上の通り、法においては、「宗教法人の目的」は「財産管理」などの「世俗の事務」にあると規定されており、それ以外の権限は一切付与されていない。

本事例においては、「法人化の目的」として「財産管理」を明瞭に示したものは一つもなく、すべて「法人化の必要性」の説明としてはまったくの欠如であり、本来法人化に適さないのみか、法人化するべきでない事案であると言えよう<sup>17</sup>。

本事例を、あえて、意を汲んで、好意的に解釈したとして、かろうじて法人化の説明となりうるものは、②のみである。

とはいえ、「宗教法人B教会の傘下に組み込まれ非課税の恩恵を受けている本部センターおよび各教会の財産管理をA教団に移管する必要がある」では説明にならない。「宗教法人B教会の傘下に組み込まれている本部センターや各教会」がなぜ「A教団に移管する必要がある」のか意味不明であるからである。

言わんとすることは、「非課税の恩恵を受ける」ために「宗教法人B教会の傘下」を偽装していた（つまり脱税してきた）のを、「正常な状態に戻すため」であるということであろう。そうであるなら、教会財産を第三者名義にしてきた責任が問われるべきであり、由々しい問題ともなる。

ともかくも、これを「本部センターの財産管理を適切に行う必要がある」と変じることによって法人化の説明としては妥当しうることになる。法人とすることの必要性は、専ら私法上の権利義務の行使にあり、所有権の取得、その他の物権の得喪、私法上の契約の締結などの私法上の財産管理にあるからである。

つまり、A教団が、その本部センターの土地および建物をB教会から取得し、什器・備品、債権の取得、借財、債務の負担など、財産管理を適切に行うためには、法人格が必要であるという説明である。

そうしたとしても、「各教会の財産管理をA教団に移管する必要がある」はまったく理解できないし、法律上認められることではない。そもそも独立の主体である各教会の財産は各教会に属し、各教会が管理するのが当然であるからである。

基本的に、単位宗教団体である各教会の財産管理を包括宗教法人が行うという

---

17 法律専門職が関与しているものと思料されるが、一般法人からの類推による誤解であろう。

論理は法律にはまったくない。しばしば誤解されているように、「単位宗教団体の財産は包括宗教団体（包括宗教法人）に属する」ということはありえないことである<sup>18</sup>。

基底には、各個教会が「法人化できない」という事情（誤解に基づく事情であり、いわば「神話」である。）があるものと思料されるが、自己の財産を第三者に委ねるとするのは危険な発想である<sup>19</sup>。

少なくとも、不動産（境内建物・境内地）を所有する各個教会であるなら、法律上、問題なく、単位宗教団体として法人化をすることができ、宗教法人として自己の財産を自己が管理できるはずである。そもそも、それこそが「法の目的」なのであるからである。

## 2 非課税措置

本事例では、②③および④において「非課税」「免税」を理由としているが、もとより宗教法人の目的が非課税や免税にあるのではないことは言うまでもない<sup>20</sup>。

「非課税」とは、本来課税できないという規定で、境内建物および境内地に対する「固定資産税」がこれに該当する（地方税法348条2項3号）。

「免税」とは、課税することになっており、納税する義務を負う場合に、納税の

18 「包括」という用語に誤導されてか、「単位宗教団体の財産は包括宗教法人に包括される」と誤解する者が少なくいるが、誤りである。

「包括」とは、例えば、地方自治法に「都道府県は、市町村を包括する」（5条2項）と規定されているが、都道府県と市町村とは各々独立の普通地方公共団体であり（1条の3第2項）、独立の法人であって（2条1項）、独自の条例・議会・執行機関を有し（14条1項、89条、139条）、当然に、各々固有の財産を所有するのである。ただし、市町村の住民は同時に都道府県の住民ともなる（10条1項）。

同様に、各個教会（単位宗教団体）は教団（包括宗教団体）に包括されるが、独自の基本規約・意思決定機関・代表機関を有し、各個教会の財産は各個教会が管理するのであって、包括宗教団体の法人化によって、当該包括宗教法人に帰属するものではない。

なお、拙稿「包括宗教法人の法律実務上の諸問題」（『宗教法』31号、宗教学学会、2012年、121頁以下）参照。

19 神の法の真意を解さぬため、悪魔に幻惑され神の法を破った「人間の罪」と同様、法意を解さぬことからあらぬ「神話」を信奉する「偶像崇拜」に陥ってしまうおそれがある。

20 宗教法人税制に関しては、水野忠恒『宗教法人の法制と税制のあり方』（『書齋の窓』（有斐閣、8頁以下、清水雅人編著『宗教法人と税』（ジャブラン出版、1989年）、丸山照雄編『宗教と税制』（新泉社、1985年）、石村耕治編『宗教法人の税務調査対応ハンドブック』（清文社、2012年）など参照。



義務を免じるという規定で、災害被害者に対する特別措置などがある（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律など）。

宗教法人である場合に適用される非課税・免税の特例は、あくまでも宗教法人であることに付帯的な効果であって、宗教法人となることの目的ではありえない。もちろん、非課税や免税の効果があることを知って宗教法人化を図ることは悪いことではない。

しかし、宗教法人となるための規則認証に必要な法律上の基礎を有する公告の場で（またはそれと共に）、非課税や免税を目的とするようなことは適切性を欠くことである。

そればかりか、本事例②では「宗教法人B教会の傘下に組み込まれ非課税の恩恵を受けている」旨を記述し、文意上明らかに「本来課税されるべきものをB教会名義とすることによって（不当に）課税を免れた（脱税した）」と公紙上で公言する体裁となっており不適切の誹りを免れまい。

また、本事例③では「非法人の各個教会の不動産の取得や教会堂建設に際し、免税の恩恵を受けることが可能となる」といい、あたかも教団が法人化することにより傘下の各個教会の不動産の取得等が適法に非課税となるかのような言辞であるが、現実には「各個教会の財産を教団の財産とする」以外には適用されず、「虚偽の甘言」「誇大広告」と言わざるをえない。

附言すれば、近年、税務当局による「宗教法人に対する課税の強化」が推進されている中、安易な「課税逃れ」「名義貸し」は厳に慎むべきである。勿論、定められた非課税特権を正当に受けるには何の異議もあるはずがない。

その一方で、近年、多くの教会が、所得税、法人税、消費税、固定資産税などの税目で税務当局の調査を受けているが、その結果、当局の指摘のまま、本来必要ないと思われるものについても吟味することなく、課税を受諾し、5年の遡及課税に応じているが、拒否できるだけの素養が求められよう。

また、税務調査に際して、信者名簿や献金帳簿などの提示・提出を求められることが多いが、「信者の秘密」の遵守および「信教の自由」の保障の点から、適切に対処すべきことが求められよう<sup>21</sup>。

---

21 近年の宗教法人課税の諸問題については、拙稿「宗教の判断基準～行政と『宗教』の問題～」（『キリストと世界』15号、東京基督教大学、2005年、61頁以下）、拙稿「宗教活動非課税と税務当局の宗教介入」（『基督神学』21号、東京基督神学校、2009年、24頁以下）、拙稿「資産税課税目的による宗教性判断の是非」（『宗教法』28号、宗教学会、2009年、1頁以下）、拙稿「沐

### 3 社会保険

本事例では、A教団が包括宗教法人となることとして、⑤「社会保険（厚生年金＋健康保険）に加入していない牧師・伝道者が加入できる」をあげているが、本旨を大きく逸脱しているように思われる。

というのも、現下、数年来、厚生労働省および日本年金機構が、各地の年金事務所を通じて、国税庁から得た情報に基づいて、各地の宗教法人に対して、脅迫・強迫とも受け取られるような過激な表現や不穏当な表現を用いて、「厚生年金の加入義務」を通告し、期限を切った「加入手続き」を要求し<sup>22</sup>、宗教界では、「信教の自由」に対する、一つの大きな挑戦となっているからである<sup>23</sup>。

法人の事業に個人を使用する場合、最も典型的なのが「雇用」である。当事者の一方（労働者）が相手方の労働に従事し、相手方（使用者）がこれに対して報酬を与えることを要件とする契約であり（民法623条）、労働関係法では「労働契約」と称し、労働者が使用者に使用されて労働し、労務に服し、労働の対価対償としての賃金を支払われることを要件としている（労働契約法2条、労働基準法9条・10条、労働安全衛生法2条など）。

筆者が、多数の教会において聴取したところでは、牧師の報酬を、概ね、「給与（牧師給）」と称し、毎月定額で支給しているところが大多数であった。その限りでは、「雇用」「労働契約」とみえる形式をとっている。

仏教において典型的に言われるが、基督教においても同様のこととして、古来、伝統的に、牧師と教会とを同一視し、教会は牧師の責任で維持運用すべきものとさ

浴道場への固定資産税の賦課」（『宗教法』34号、宗教学学会、2015年、1頁以下）、拙稿「税務調査&社会保障」（『第46回宗教学法人運営実務研究協議会会議資料』東京都宗教連盟、2015年、19-38頁）など参照。

22 たとえば、「法律により法人の事業所（中略）に加入が義務付けられており、事業主や従業員の意思により任意に加入・脱退できるものではありません」とし、「〇月〇日までに加入すべき」旨を記述し、加入なき場合には「立入検査を実施し、職権により雇用の事実に基づき遡及した加入手続きを行う」旨を通告している。他に、「財産の差し押さえを行う」旨を記述するものもある。

23 拙稿「寺院に厚生年金加入義務ありや」（『月刊住職』2015年7月号124-128頁）、拙稿「税務調査&社会保障」、全日本仏教会『厚生年金加入促進問題の経緯と現況に関する連絡会資料』（2015年7月）、全日本仏教会『厚生年金加入促進問題の経緯と現況に関する連絡会京都会場報告書』（2015年7月）、京都仏教会『寺院の厚生年金加入について』（2015年9月）、京都仏教会研究会における拙稿「寺院の厚生年金加入問題」（2015年9月）、全日本仏教会『平成27年度加盟団体顧問弁護士連絡会「厚生年金加入問題について」資料』（2016年2月）など参照。

れ、牧師の責任によって、信者からの献金を用いて、牧師の生計等を含む教会の必要の一切を賄うという経営形態が取られてきたところ<sup>24, 25</sup>、昭和年代後期に、税務当局の強い指導を受けて「月給制<sup>26</sup>」を採用したという経緯がある<sup>27</sup>。

「給与の支払い」という面から見ると、牧師も一般の労働者と同様であるように思われるが、牧師の職務執行を「労働への従事」とするには難がある。なぜなら、「労働に従事する」とは「他人に使用される」ことを意味し、「他人の指揮監督下で労務に服する」ことを意味するからである。

とりあえず、形式的な点から考察すると、教団所属教会の牧師の場合、その所属先の教団・教区を使用者と考えるのが最も合理性があるが、給与の支払いが教会であるということに諸種の擬制をしなければならない<sup>28</sup>。

所属先の点は捨て置いて、就任先の教会である宗教法人を使用者とすると、その代表者である代表役員は自己であり、会社でいえば社長の立場であって、事業者の立場であり、労働者の立場ではない。もっとも、社会労働保険関係の行政通達には、営業部長や支店長など従業員を兼務する役員はその限りで労働者とみなすというものがある。

しかし、会社等一般法人と違って、宗教法人の場合は、法人や役員の権限は世俗の事務のみに限定され、宗教上の事項に関与することはできず、宗教活動を主宰する宗教主宰者を任免できないのであるから、それを使用することができないのは当然である。

第二に、法人の事業に個人を使用する典型としては「請負」が考えられる。請負は、一方（請負人）がある仕事の完成を、相手方（注文者）がその仕事の結果に対

---

24 檀家の請求により、筆者が調査したS県の宗教法人S寺では、収支計算書においては年収数十万円を計上するのみで、檀家らが納めた年間数百万円の布施は計上されておらず、住職に問い合わせると、「布施は住職のものだから開示しない」との回答であった。同様の例は、多数の仏教寺院に見られ、基督教会においても散見される。

25 田代収「宗教法人経理の現状」『宗教と税務』は、「壇信徒の喜捨・寄進が（中略）僧侶に対する」ものであるという認識や考え方があることをあげている（217頁）。

26 概ね、従来の大凡の年収額を12等分して「月給」としたもの。ただし、現在では、ほとんどの宗教職に対して「月給」としての報酬の支払いが約されている。

27 現在、ほとんどの社寺教会で、宗教職の報酬は「給与所得」として、所得税の源泉徴収が行われている。

28 神社および寺院の場合も同様で、官司や住職の任免は神社や寺院の権限ではなく、上位団体の任命により派遣され赴任するものとされている。

してその報酬を支払うことを要件とする契約である（民法632条）。

牧師の職務を継続的な仕事とし、一定の期間ごとの仕事の完成を目的とし、それに対する報酬を支払うとするなら、請負と解することは可能なように思われる。しかし、そもそも宗教法人は宗教上の事項についての権限を有しないのであるから、宗教上の事項について請負の注文を為すことはありえないと言わなければならない。

第三に、報酬特約付きの「委任（準委任）」と考えることで、一方（委任者）からの事実行為の委託と相手方（受任者）の承諾に基づく契約である（民法643条・656条・648条）。法人の役員の仕事は委任と解されており（一般法人法64条、会社法330条）、代表役員と宗教法人との関係も委任であることに異論はない。

牧師の仕事についても同様に解するように思われるが、この場合も、宗教法人が宗教上の事項について委任することはできないのであるから、成立しえない。

基本的に、単位宗教法人との関係における牧師の立場は、代表役員として受任者の地位に置かれることのほか、何らの法的関係を有するものではないと考えられる。

なお、牧師への「給与」は、伝統的に、「謝儀」「献金」等として行われてきたことが示す通りに、一定の行為に対する報酬・対価・対償ではないと解されるべきであろう。そもそも、前述の通り、教会において牧師にそれを支払う根拠は、牧師との関係にはなく、教団・教区との関係にあり、延いては神や基督との関係にある、宗教上・信仰上の行為であるからである。

牧師の報酬が労働の対償としての給与・賃金等であるとするなら、その所得は「給与所得」として、源泉徴収の対象となり、給与等の支払い者である宗教法人は、その支払いの際に、給与所得について所得税の源泉徴収をして、国に納付しなければならない（所得税法28条1項・183条1項）。同様に、給与所得にかかる個人の市町村税について、特別徴収をしなければならない（地方税法321条の3）。

牧師が労働者であるとするなら、労働者を使用する事業を適用事業とする、業務上の事由や通勤による労働者の負傷・疾病・障害・死亡等に対して必要な保険給付を行う「労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）」が適用され（労働者災害補償保険法1条・3条1項）、宗教法人について労災保険の保険関係が成立し、賃金総額に保険料率を乗じて得た額の一般保険料の支払いなどが必要となる（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「労保徴収法」という。）3条・11条1項）。

同様に、労働者が雇用される事業を適用事業とする、労働者が失業した場合等に必要な給付を行う「雇用保険」が適用され（雇用保険法1条・3条）、宗教法人に

ついて雇用保険の保険関係が成立し、賃金総額に保険料率を乗じて得た額の一般保険料の支払いなどが必要となる（労保徴収法4条・11条1項）。

さらに、常時従業員を使用する法人の事業所を適用事業所とし、適用事業所に使用される者を被保険者とする、労働者の業務外の事由による疾病・負傷・死亡・出産等に関して保険給付を行う「健康保険」が適用され、宗教法人は、被保険者の保険料額の2分の1を負担し、保険料の全額を納付する義務を負うことになる（健康保険法1条・3条1項・3条3項2号・161条1項・161条2項）。

同様に、常時従業員を使用する法人の事務所・事業所を適用事業所とし、適用事業所に使用される70歳未満の者を被保険者とする、労働者の老齢・障害・死亡について保険給付を行う「厚生年金保険」が適用され、宗教職と宗教職を使用する宗教法人は、保険料の半額を負担し、納付する義務を負うことになる（厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）1条・6条1項2号・9条・82条1項・82条2項）。

しかしながら、叙上考察したところによれば、牧師は労働者ではなく、その報酬も給与ではないので、これらはすべて非適用となる。

仮に、これらの適用を受けようとして、牧師を労働者とみなすならば、牧師は宗教法人の被用者・使用人ということになり、世俗の権限で、牧師という宗教職を雇用することになり、せつかく認められた「信教の自由」を、自ら放棄してしまうことになってしまう。

なお附言すれば、数年来、日本年金機構は、全国の宗教法人に対して、不穏当な高圧的な文言で「すべての法人の事業所・事務所は厚生年金に加入する義務がある」と言い続けているが、正しくは「常時従業員を使用する法人の事業所・事務所」であり（厚年法6条1項2号）、明らかに誤った記述をしている。

基本的に善良な宗教者は、「すべての法人が適用」と通告されて自責の念を感じ、それに応じているが、「常時従業員を使用する法人」でなければ、加入の義務がない。そもそも「労働者の福祉」が目的であるからである。

なお、「使用者」であって「従業員ではない」法人の「役員」についても、「取締役営業部長」「取締役支店長」など、「法人の業務の一部を担当し」「法人から労務の対償として報酬を受けている者」は「法人に使用されている者」として「被保険者とする」という通達<sup>29</sup>があるが、従業員でない者<sup>29</sup>に加入が強制されるいわれはなく、あくまでも「加入できる」ということにすぎない。

---

29 昭和24年7月28日保発74号厚生省厚生年金局長通知。社会保険研究所『厚生年金保険便覧』（平成26年4月版）65頁。

教会の場合には、牧師が代表役員を兼任しているとして、仮に代表役員としては法人の業務に従事しているとしても、受けている給料は牧師としての給料（牧師給）であって、代表役員としての給料でないものと思料され<sup>30</sup>、いずれにせよ適用の余地はないものと思われる。

#### 4 その他

本事例では、①で「他団体との宣教協約」や「ビザ手続等」での必要性をあげているが、既に行ってきた考察で自明の通り、これらに法人格は必要ない。

第一に、他団体、すなわち他の基督教団体や外国の基督教団体との宣教協約とは、明々白々の「宗教活動」であり、そもそも宗教法人が介入できない領域であり、宗教法人が関与してはならない分野である。

それらに宗教法人の必要性を主張するということは、それ自体、「信教の自由」の没却に繋がる行為であり、自ら「信教の自由」を放棄する行為である。

第二に、ビザ手続等についてである。なるほど実際の手続において宗教法人であることが求められる場合があることも報告されてはいるが、前述の厚生年金の場合と同様、「言いなり」になるのではなく、「信教の自由」という基礎的・根本的な視座から、正当な主張をしなければならない場面であろう。

というのも、宣教師に関する査証（ビザ）・上陸許可（入国許可）についての手続であるとするなら、まさに「宗教活動」に関する事項であり、その手続きに必要な招聘状は「宗教団体」の所管であって、「宗教法人」の書面ではありえないからである。

仮に、「宗教法人が招聘した」とするなら、宣教師およびその宗教活動は「世俗の事務」の下に置かれ、法律および国家の規制に服することになってしまう。

言うまでもなく、「宗教上の権限のない代表役員」の署名押印した書面に宗教上の事項に関する何の証明権限もなく、「宗教活動を行い得ない宗教法人」の名義の招聘状によって招聘された宣教師とは「世俗の事務を行う者」にほかならない。

したがって、「外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動」を本邦において行うことができる在留資格「宗教」（出入国管理

30 そもそも「代表役員」として招聘した者ではなく、「牧師」として招聘したのであって、「代表役員」としての職務は、他の「教会学校長」としての職務、「教団〇〇委員」としての職務、地域の「町内会長」としての職務を含め、「牧師」の職務の一環に含まれており、それぞれの報酬は「牧師給」に含まれていると考えるのが妥当である。

及び難民認定法別表第一の1の表の第5欄)は得ることができないはずであり、領事官等や入国審査官の過誤ということになる。

既述の通り、「宗教法人」という法人制度は、他の法人制度と根本的に異なるが、この「宗教法人の特殊性」を理解しない者は、国家公務員・地方公務員・法律専門職を含めて、少なくない。そうだからといって、理解しない者の言い分に唯々諾々と従うのではなく、理解されていないこの特殊性を逐一説明し、理解を促していくことが必要である。

それこそが、まさに、憲法が求める「不断の努力」によって「信教の自由」を保持するという意味である。その努力を怠るとき、権利や自由は容易に失われることは過去の歴史において明らかであり、現実の社会においても痛感される場所である<sup>31</sup>。

#### 四 結び

本事例を通して、「信教の自由」の意味およびその重要性について論じ、特に「不断の努力」によって、せっかく認められた「信教の自由」を守り抜く必要性について言及した。

本事例は、弁護士・司法書士・行政書士等の法律専門職の指導の下になされた公告に附帯する説明であるものと思料されるが、「信教の自由」という点が絡んで、宗教法の分野は極めて特殊となっており、一般の弁護士・司法書士・行政書士等の法律専門職では適正な判断・処理が困難なことも少なくない<sup>32</sup>。

宗教法は、ごく一部の大学で講義されているだけであり、いかなる法律専門職の

---

31 たとえば、「ブラック企業」の問題。憲法・労働基準法・労働組合法・労働契約法などに明文化された権利侵害が行われているが、「権利の上に眠れる」労働者にも一因がある。東京都内某高等学校の特別講義において、高校生に身近な「ブラックバイト」の問題を取り上げ、権利主張の点についてあらかじめ一定の示唆を与えていたにもかかわらず、「働かせてもらっているのだから我慢すべき」と答える高校生が圧倒的であることに驚かされた。「法教育」広報の一環であったが、まさに「法教育の必要性」が痛感された場面であった。

32 宗教法の研究には、法律についての専門的な知識・経験が求められることは当然であるが、法律の知識のみで展開できるものではなく、宗教についての専門的な知識・経験が不可欠である。ゆえに、基督教的に言えば、基督の召命を受けて献身し、神学を究め、牧会・伝道・教育の知識・経験を有する教職者（少なくとも献身者）が主体となって研究を深めうる分野であり、神学部・神学研究科でこそ修習・研究可能であると言える。

国家試験にも科目とされていないこともあって、なかなか浸透していない法分野である。

東京基督教大学では、限られた時間ではあるものの「教会と法律」という講義が開講されており（大学院）、その点では、他の大学に優るものがあると言えよう。

牧師の教会実践に、法律の問題は不可避であり、一般の法律専門職にも任せきりにできないということもあり、牧師としては、「信教の自由」という根本的な理念を把握し、これを放棄したり、消失したり、有名無実化してしまうことなく、日々の牧会伝道・教育の場面で明確にしていってほしいと願うものである<sup>33</sup>。

なお、「法と神学」のミニストリーズ（東京・日本橋）は、神学と法学の専門的な素養に基づき、福音の伝道、世界宣教、教会形成、牧会、教職者研修、役員研修、信徒教育、基督教の弁証、神学教育、基督者の法教育、教会の法律事務・法律手続、危機管理、財産管理、規則作成、入国管理手続、基督者の成年後見・遺言執行・死後事務、墓地・納骨堂、民事訴訟・民事執行、行政不服審査、告訴・告発、犯罪被害者支援、災害対策、異文化交流、他宗教理解などの教会支援業務を展開している。

---

33 宗教法の入門書としては、基督教界向けの拙著『教会と宗教法人の法律』のほか、仏教寺院向けの長谷川正浩編著『寺院の法律知識』（新日本法規、2012年）、連載中の拙稿「宗教と法律」（『寺門興隆』2013年4-11月号）／『月刊住職』（2013年12月号以降）などがある。なお、実務上には、筆者所属の宗教法制研究会編『Q&A 宗教法人をめぐる法律実務』（新日本法規、加除式）、石村耕治編『宗教法人の税務調査対応ハンドブック』（清文社、2012年）などが有用。